

○山北町公共工事低入札価格取扱要領

平成13年10月25日

制定

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の適正な履行を確保するため、競争入札における低価格の入札の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第1条の2 この要領の対象となる工事は、予定価格が500万円以上の土木工事及び建築工事とする。

2 「土木工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一の上欄に掲げるもののうち、「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「鋼構造物工事」、「舗装工事」、「しゅんせつ工事」、「塗装工事」をいう。ただし、森林土木工事を除く。

3 「建築工事」とは、建設業法別表第一の上欄に掲げる「建築一式工事」をいう。

(低価格の基準)

第2条 工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格が次条に掲げる額(以下「基準価格」という。)に満たない場合を低価格とする。

(基準価格の算定等について)

第3条 基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項で定める算定方式にかかわらず、特別なものについては、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。

3 第1項中「現場管理費相当額」とは、土木工事にあつては現場管理費の額、建築工事にあつては現場経費の額をいう。また、「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「現場経費」の用語の定義については、原則としてそれぞれ下記の基準書等の例によるものであること。

(1) 土木工事標準積算基準書

(2) 国土交通省建築工事積算基準

(基準価格の記載)

第4条 事務の適正な執行を確保するため、本基準に基づく具体的金額を「(基準価格〇〇円)」と記載し、さらに、当該基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「(基準価格の110分の100 〇〇円)」と記載しておくものとする。

附 則

この取扱要領は、平成13年10月29日から施行する。

附 則 (平成25年告示第41号)

この取扱要領は、平成25年6月20日から施行する。

附 則 (平成26年告示第9号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第97号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第29号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年告示第34号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年告示第21号)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年告示第58号)

この要領は、告示の日から施行する。